

仕送り基準

別居家族を扶養する場合、下記の2つの条件を満たしている必要があります。

① 申請者（認定対象者）の年間収入以上の仕送り額であること

② ・申請者（認定対象者）が1名の場合

申請者（認定対象者）の年間収入 + 年間仕送り額 = 144万円以上

・申請者（認定対象者）が2名の場合

申請者（認定対象者）の2名分の年間収入 + 年間仕送り額 = 192万円以上

以上